

納付期限内に納付しましょー

納税は国民の基本的な義務であり、税金は行政サービスの重要な資金です。平成24年度からコンビニでも納付できますので、納付期限内に納付されますようお願いいたします。

また、納付書の様式が変わり、通知書と一緒につづられていない状態でお送りしますので、納付期限の早いものから順に納付してください。

現金納付の人には安全・便利な口座振替をお勧めします。申込用紙は、市内の金融機関、市役所税務課、野栄総合支所にありますのでご利用ください。

口座振替をご利用の方は、納付期限が振替日になりますので、事前に指定口座の残高確認をお願いします。

なお、振替できなかった場合の再振替は行いませんので、現金で納付してください。

12月分の納付期限は税目などにより異なりますので、ご注意ください。

問 税務課納税推進室 収税班

☎ 73・0087

市民課 保険料班

☎ 73・0086

◆市税などの納付期限(口座振替日)

納期	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
5月	1期 5月31日	1期 5月31日				
6月			1期 7月2日	1期 7月2日		1期 7月2日
7月		2期 7月31日		2期 7月31日	1期 7月31日	2期 7月31日
8月			2期 8月31日	3期 8月31日	2期 8月31日	3期 8月31日
9月		3期 10月1日		4期 10月1日	3期 10月1日	4期 10月1日
10月			3期 10月31日	5期 10月31日	4期 10月31日	5期 10月31日
11月				6期 11月30日	5期 11月30日	6期 11月30日
12月		4期 12月26日		7期 12月26日	6期 1月4日	7期 12月26日
1月			4期 1月31日	8期 1月31日	7期 1月31日	8期 1月31日
2月				9期 2月28日	8期 2月28日	9期 2月28日

※最終納付期限後の追加課税は随時期限となります。

国保税 Q&A

Q 国民健康保険税はどのように計算されますか？

A 国民健康保険税は下表の通り「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の合算額となっています。

その内容は、所得や資産により負担する応能割(所得割と資産割)と、被保険者・世帯が平等に負担する応益割(均等割と平等割)から成り立っています。

◆国民健康保険税の税率と課税限度額

	区分	課税対象額	税率
医療分	所得割	前年中の所得金額－基礎控除額33万円	6.5%
	資産割	土地及び家屋の固定資産税額	25.0%
	均等割	被保険者1人あたり	20,000円
	平等割	1世帯あたり	25,000円
上記の合計額に対する限度額			510,000円
後期高齢者支援金分	所得割	前年中の所得金額－基礎控除額33万円	2.5%
	均等割	被保険者1人あたり	12,500円
	上記の合計額に対する限度額		140,000円
介護納付金分	所得割	前年中の所得金額－基礎控除額33万円	1.3%
	均等割	被保険者1人あたり	12,500円
	上記の合計額に対する限度額		120,000円

また、税負担が過大とならないように課税限度額が定められています。左表の税率をもとに、モデルケースで平成24年度の国民健康保険税額を算出してみます。

◆モデルケース

世帯主43歳…給与収入320万円(給与所得206万円)
 固定資産税10万円(土地および家屋のみ)
 妻42歳…所得なし、子(2人…15歳、12歳)計4人世帯
医療分【242,400円】

所得割…112,450円 資産割…25,000円
 均等割…80,000円(20,000円×4人)
 平等割…25,000円

後期高齢者支援金分【93,200円】

所得割…43,250円 均等割…50,000円(12,500×4人)

介護納付金分【47,400円】

所得割…22,490円 均等割…25,000円(12,500円×2人)

このモデルケースの場合、国民健康保険税額は、383,000円となります。

問 税務課市民税班 ☎ 73-0087

軽自動車税

納税通知書を送付

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年度分が課税され、5月中旬に納税通知書が送付されます。月割課税（還付）の制度はありませんので、年度途中で廃車しても年税額がかかります。納期限は5月31日（木）です。

き普通自動車などを含め1台に限られます。

◆減免申請の手続き

交付されている身体障害者手帳などの障害の程度や左表の要件または災害などにより、減免制度が適用される場合があります。なお、減免できる自動車は、1人の障害者につき

◆減免制度

交付されている身体障害者手帳などの障害の程度や左表の要件または災害などにより、減免制度が適用される場合があります。なお、減免できる自動車は、1人の障害者につき

◆減免の対象となる自動車の所有者、運転者および使用目的に関する要件

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
戦傷病者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
知的障害者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
精神障害者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの

- 注1 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除きます。
 2 障害者を常時介護する人が自動車の運転をする場合は、障害者のみで構成されている世帯の障害者が所有する自動車に限ります。
 3 ローン契約などで自動車の売主が所有権を留保しているときは、使用者を所有者とみなします。



するもの

④ 運転者の運転免許証

⑤ 印鑑

⑥ 車検証ほか

※震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、「著しい損害を受けた者」「その他市長が特に認めたる者」のいずれかに該当する人も、減免制度の対象になる場合があります。詳しくは左記までお問い合わせください。

① 平成24年度軽自動車税納税通知書

② 減免申請書（市役所税務課および野栄総合支所にあります）

③ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか該当

問 税務課市民税班

☎ 73・0087

固定資産税

5月は第1期の納期

固定資産税は、毎年1月1日現在に、市内に土地、家屋、償却資産を所有している人に課税される税金です。5月11日（金）に納税通知書を発送しますので、内容を確認してください。また、納付期限は6ページの市税などの納付期限（口座振替日）表をご確認ください。

◆評価額の算定

固定資産の評価額は、国が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価します。また、3年に一度土地、家屋の評価替えが行われ、平成24年度が評価替えの年となります。



◆固定資産税の算出方法

固定資産の評価額をもとに算定された「課税標準額」の1・4%が固定資産税額となります。ただし、「課税標準額」が次の金額未満の場合は、課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円

問 税務課資産税班

☎ 73・0087

◆固定資産税の減免

生活困窮や災害などの理由で一定の基準に該当する場合は、固定資産税が減免される制度もありますので、左記までご相談ください。

問 税務課資産税班

☎ 73・0087

自動車税

納付期限は5月31日（木）

自動車税の納付期限は、5月31日（木）です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関や市役所会計課、野栄総合支所会計窓口などで早めに納付しましょう。

問 自動車税事務所

☎ 043・243・2721

旭東税事務所 ☎ 62・0772